

平成19年5月18日

平成19年度のストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対するストックオプションのための報酬等の決定について、下記のとおり、平成19年6月26日開催予定の第107回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社の役員報酬制度は、社外取締役を委員長とし社外メンバーも加えた役員報酬諮問委員会で設計されており、客観的な視点を取り入れた透明性の高い報酬制度となっています。

本制度における役員報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績目標の達成度や株価によって変動する業績連動報酬によって構成され、これらの割合はほぼ同比率です。業績連動報酬は、毎年の業績に応じて支給される賞与、平成17年度からスタートした3ヵ年計画の目標を基準とした「中期インセンティブとしてのストックオプション」、株主との利益意識の共有を主眼とした「長期インセンティブとしてのストックオプション」からなり、当社役員に単年度だけでなく中長期的な視野をもって、業績や株価を意識した経営を動機づける設計としています。

第107回定時株主総会では、取締役賞与支給議案（第4号議案）のほか、上記2種のストックオプションに関する議案（第5号議案）を提案します。

会社法（平成17年法律第86号）施行後においては、取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権が取締役の報酬等の一部であると位置づけられたことに伴い、本議案は2種のストックオプションのための取締役の報酬等について提案するものです。

なお、取締役選任議案（第2号議案）が原案どおり承認可決された場合の取締役9名のうち、固定報酬のみを支給する社外取締役2名に対しては、本議案に基づくストックオプションを付与いたしません。

（注）会社法第361条においては、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益を「報酬等」と呼んでおり、本議案における「報酬等」もこれと同義です。

1. 中期インセンティブとしてのストックオプション

提案の理由

当社の取締役が、株価を通じたメリットやリスクを株主と共有し業績向上と株価上昇への意欲を高めることを目的に、新株予約権の行使に際して出資される金銭の額を1円とする新株予約権を用いた中期インセンティブとしてのストックオプションを、平成19年度においても当社の取締役に対して付与することとします。ただし、平成19年度においては、取締役のうち執行役員の役位が昇格した1名（第2号議案の承認可決を条件とします。）を対象に、昇格後の役位に応じて付与する予定です。

そのため平成19年度において、当社の取締役に対してストックオプションとして割り当てる以下の内容の新株予約権に係る報酬等の枠（割り当てる新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数（3個以内とします。）を乗じた額に相当する額）を、年額金1千万円を上限として設ける旨を提案するものです。

なお、当該新株予約権の付与に際しては、新株予約権の払込金額を当該新株予約権の公正価額とし、払込金額相当額の金銭報酬を当社の取締役に支給することとしたうえで、当社の取締役が払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺する方法により行う予定です。

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式の併合を行う場合等、上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で対象株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その1株当たりの価額は1円として、これに対象株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権の権利行使期間

平成20年7月1日から平成23年6月30日までとする。

(4) 新株予約権の権利行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ②①但書にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を割り当てる日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任、死亡その他正当な理由により当社の取締役および執行役員のいずれの地位も失った場合には、その在任期間に応じて、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。
- ③平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標値に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その達成率に応じて新株予約権を行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。
- ④その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

(6) その他の新株予約権の内容

上記(1)ないし(5)の詳細および(1)ないし(5)に記載のない事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議により定める。

2. 長期インセンティブとしてのストックオプション

提案の理由

当社の取締役が株主と利益意識を共有することを主眼に、長期的な株主価値の増大と報酬を連動させるとともに、優秀な人材を確保し資生堂グループ全体の企業価値向上に資するため、平成19年度においても当社の社外取締役を除く取締役7名（第2号議案の承認可決を条件とします。）に対してストックオプションを付与する予定です。

そのため平成19年度において、当社の取締役に対してストックオプションとして割り当てる以下の内容の新株予約権に係る報酬等の枠（割り当てる新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数（100個以内とします。）を乗じた額に相当する額）を、年額金5千万円を上限として設ける旨を提案するものです。

なお、当該新株予約権の付与に際しては、当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする予定です。

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式の併合を行う場合等、上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で対象株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、以下に定義する1株当たり行使価額に対象株式数を乗じた価額とする。

新株予約権の行使に際して出資される金銭の1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、新株予約権割当日の前日から遡って20日間（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の割当日の終値を下回らないこととする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）もしくは株式の併合または時価を下回る価額での株式の発行（新株予約権の行使の場合を除く。）を行う場合は、上記行使価額は、合理的な範囲で調整される。

(3) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会の定めるところによる。

(4) 新株予約権の権利行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ②その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

(6) その他の新株予約権の内容

上記(1)ないし(5)の詳細および(1)ないし(5)に記載のない事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議により定める。

〔ご参考〕 取締役を兼務しない執行役員に対するストックオプション

当社の役員報酬制度は、取締役および取締役を兼務しない執行役員を対象としており、当執行役員に対しても取締役と同様に「中期インセンティブとしてのストックオプション」および「長期インセンティブとしてのストックオプション」を付与します。

当執行役員に対する2種のストックオプションについては、上記の取締役に対するストックオプションとは別に、取締役会にて決議する予定です。

役員報酬制度に基づき、取締役を兼務しない執行役員に対して付与を予定しているストックオプションに関する新株予約権の発行規模は以下のとおりです。

1. 中期インセンティブとしてのストックオプション

平成19年1月1日付および同年4月1日付で新たに執行役員に就任した5名に対して、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に係る報酬等の枠（割り当てる新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数（30個以内とします。）を乗じた額に相当する額）を、年額金6千万円を上限とする予定。

2. 長期インセンティブとしてのストックオプション

取締役を兼務しない執行役員14名に対して、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に係る報酬等の枠（割り当てる新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数（110個以内とします。）を乗じた額に相当する額）を、年額金8千万円を上限とする予定。

以 上